

会議報告書

会議名	平成26年度 第4回三郷市介護保険運営協議会
日 時	平成26年11月28日(金) 午後2時から午後3時まで
場 所	市役所 2階 207会議室
出席者 (15名)	【会 長】 長友 祐三 【委 員】 神波 誠、尾上朝子、晝間 章、大場 敏明、森 幸枝、青木 成夫、 (7名) 【事務局】 森 好弘(福祉部長)、道言 薫(副部長兼ふくし総合支援課長) (8名) 大石 京子(参事兼長寿いきがい課長) 森 泰子(ふくし総合相談室副参事兼室長兼地域包括係長) 三浦 直美(長寿いきがい課長補佐兼長寿いきがい係長) 長濱 崇二(長寿いきがい課長補佐兼介護給付係長) 吉田 正英(介護認定係長)、 高橋 洋子(ふくし総合相談室主任保健師)
傍聴人	3名
次 第	別紙次第のとおり
資 料	別紙資料一覧のとおり

●議事結果／確認事項

<議 題>	
① 三郷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(案)について	⇒ 原案のとおり了承
② 三郷市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(案)について	⇒ 原案のとおり了承
③ 第6期介護保険事業計画について	⇒ 原案のとおり了承
・介護保険料の設定について ・介護保険施設等の基盤整備について	

●報告事項・その他(連絡・確認事項)

・本日の報酬の振込日について ・次回の開催予定について

【会議要旨】

1. 開会（司会:大石参事）

2. 会長あいさつ

3. 部長あいさつ

4. 議事（議事進行:長友会長）

- ①三郷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(案)について
- ②三郷市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(案)について(事務局)「資料1, 1-1」、「資料2, 2-1」をもとに説明する。

(会長) それでは、事務局の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。①の条例案について、何かご質問等はございますか。確認ですが、パブリック・コメントでのご意見は、2つということでしょうか。

(事務局) はい。そのとおりでございます。

(会長) 特にご質問がありませんので、次の②の条例案について、ご質問はございますか。

(会長) ②の条例案についても、特にご質問がありませんので、この条例案については、了承ということでよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) それでは、③の第6期介護保険事業計画についてに入らせていただきます。「介護保険料の設定について」と「介護保険施設等の基盤整備について」の2点の議題について、事務局から説明をお願いします。

③第6期介護保険事業計画の介護保険料の設定について

(事務局)「資料3」をもとに説明する。

(会長) それでは、事務局の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。

ただいまの事務局のご説明から、低所得者層には軽減を厚くし、一方で中高所得者層には少し負担を増やしていくという内容で、どちらかという応能負担を求めていくということかと思います。そのような中で、三郷市では介護保険施設等の基盤整備も着々と進められており、給付量や施設数が増えていくということになると、その分は介護保険料に跳ね返ってくるということになるわけですね。このようなことを決めてから、最終的に保険料の調整率や所得段階が決まってくるということかと思います。

それでは、委員の皆様から何かご質問等はございますか。

(委員) 第5期のスタートでは、介護保険料基準額月額が4,000円というのは、割と余裕を持ったスタートだったと記憶があります。第5期スタートから2年半が経過しておりますが、現在の給付費等のバランスから4,000円というのは、どのように捉えているのでしょうか。

(事務局) 第5期の保険料を設定する際も、期間中の給付量等を見込んだうえで、必要な保険料額を算出し、月額4,000円と決めました。給付費見込額から算出した額は、4,200円を超えていたと記憶しておりますが、当時、介護給付費支払基金の残額を一部取り崩すという予定で、その基準額を4,000円に下げたという経緯がございます。ですが、実際の給付費等は、積算した見込額を下回って推移しており、基準額4,000円というのは、給付費の水準に至っていると判断しております。

(委員) 第6期の改正では、利用料等の利用者負担の増加などもあり、保険料への負担が少し軽減されるように感じておりますが、このような改正内容も加味したうえで、今後さらに詳細な部分を決めていくということによろしいでしょうか。

(事務局) 利用者負担の増額等は、確かに保険料負担の割合が減少する要素でございますが、第6期以降も高齢化は進展していき、要介護認定数は増加すると見込まれております。また、先ほどもお話がありました介護施設等の基盤整備も進めておりますので、そのようなことを考えますと、基準額が下がるといったことはないと思います。上がる幅をどの程度抑えていくかということかと思えます。

(会長) 今お話がありました、利用者負担額の増額ですが、資産の保有状況等も考慮していくということを聞いております。具体的な手続きの方法は、今後、国から通知が示されるのでしょうか。

(事務局) 現時点では案としてですが、国から示されている方法は、ご本人からの申告をもとに判断していくといった内容になっております。この通知の中では、市から資産状況の保有状況を金融機関等へ照会するといったことまでは想定しておらず、あくまでもご本人から申告をいただきました資料に基づいて、審査していくということを国では考えているようです。

(会長) ご本人からきちんと申告をいただけるということが前提となっているわけですね。このことについては、また国から通知があれば、あらためてご説明をいただければと思います。それでは、介護保険料については、よろしいでしょうか。次の介護保険施設等の基盤整備について、事務局から説明をお願いします。

④第6期介護保険事業計画の介護保険施設等の基盤整備について

(事務局)「資料4」をもとに説明する。

(会長) 介護保険施設等の基盤整備について、第5期までの整備状況と第6期の基盤整備案の説明がありました。何かご質問等がございますでしょうか。

(委員) 第6期の基盤整備の案についてですが、地域密着型サービスの中の認知症対応型の通所介護の整備は予定がないということでしょうか。

(事務局) 現時点では、整備の予定はしておりません。

(委員) 認知症対応型通所介護は、市内に2か所整備されていますが、いずれも北部にあり、南部の利用者は送迎にかなり苦慮しているという現状があります。今後は、認知症の方が増加していくということが想定されていて、認知症のグループホームの整備も検討されているようですが、金銭的な問題でグループホームへの入所が難しい方もいます。このような方には、通所施設に通わせるということを考えますが、距離があると利用の際に不便が生じてくるのではないかと考えています。

(会長) 認知症対応型の通所介護について、今後ニーズも高くなるということで、整備の検討については、いかがでしょうか。

(委員) 今、委員がお話しされたことは、私もその通りだと思います。認知症の患者は今後急増しますので、通所施設のニーズも高まると思います。認知症のケアについては、専門性が求められ、通常の通所施設では利用者が多く、認知症の方が利用すると混乱してしまいます。ですので、専門の方がケアをする認知症の通所介護も増やしていく必要があるのではないかと思います。また、施設整備に関しては、その根拠を整理していく必要があると思います。これまでの整備数だけでなく、今後の見通しなども示していただきながら、説明してもらえればと思います。認知症の施策については、施設整備だけでなく、ネットワーク会議での課題もあるので、様々整理していただければと思います。

(委員) 認知症の通所介護は、すでに26年度の実績からも不足している状況が表れていると思います。他の施設については、これまでの実績から不足しているものを新たに整備していくという計画になっていると思うので、実績の数値もしっかり踏まえたうえで、整備の計画を立てることが妥当だと思います。

(会長) 認知症については、ニュース等でも大きく報道され、徘徊高齢者等に関するニュースも取り上げられております。今後、自宅では面倒を見られないという方も増えてくるのではないかと思います。三郷市においても、そのような方が地域で増えていくと思いますので、そのようなニーズもしっかり踏まえたうえで、ご検討いただければと思います。

(委員) 介護の必要量の確保はもちろんだと思いますが、介護の質も合わせて備えていかないとはいけません。提供する場所はあるが、適切なサービスが受けられないと色々問題が生じてくると思います。通所介護の中でも、認知症の通所介護に関しては、質もしっかり担保しなければなりませんので、この点についてもしっかり計画していただければと思います。

(会長) 他にはいかがでしょうか。

(委員) 先ほどの話が続きませんが、認知症の通所介護は、生活圏域ごとに1箇所は必要だと思います。認知症のグループホームは、ある程度広域的に事業展開できますが、通所介護は身近にないと通えないということになってしまいます。

(委員) 私もそう感じます。認知症の方が住まわれている地域で生活できるようにしていかなければなら

ないと思います。そのようなサービスの提供の仕方ができるようになると本当にいいなと思います。

(委員) 認知症の通所介護は、資料からも目一杯のサービスを提供しているように見受けられます。計画では、ある程度余裕を持っていた方が利用者は安心すると思います。第6期では、利用者が安心して施設が利用できるという視点も考えたうえで、施設整備の計画を検討いただければと思います。

(会長) 他にはご質問はよろしいでしょうか。

(委員) 特別養護老人ホームのような大きな施設は、北部に集中していて、南部は土地の問題もあるみたいで、なかなか大きな建物が建てにくいと聞いております。実際、施設の見学も大変な方もいて、第6期での整備がどの地区になるかはわからないのですが、どの地区にも施設が存在するというのが望ましいのではないかと感じています。

(会長) これまでの整備された施設は、北部に偏っているのでしょうか。

(委員) 特別養護老人ホームは、市内4か所ありますが、すべて北部にあります。最も南部にある小鳩園もどちらかというと中央地区になります。有料老人ホームは、南部にもあるのですが。

(委員) 限られた土地で定員数を多く確保するためには、高層の建物を建設するということもあり得ると思いますが、三郷市では、5～6階建てのような高層の特別養護老人ホームも建設できるのでしょうか。

(事務局) 用途地域等の都市計画法での基準はあると思いますが、他にどのような制限があるか分かりません。

(会長) 他にはよろしいでしょうか。それでは、本日は介護の質と量の話や介護施設整備について意見がありました。事務局で再度検討していただいて、次回以降に報告いただければと思います。それでは、議題につきましては、これにて終了とさせていただきます。本日は長時間に渡り、ありがとうございました。

5. 事務連絡

6. 閉会